

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に14人の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

開 会

委員長 本日はもう大変猛暑の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成16年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の選任

委員長 開会に当たり本日の会議録署名人を副委員をお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案3件、報告等3件となっております。

議案第36号

委員長 初めに、議案第36号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

どうぞご説明をお願いします。

こども課長 こども課長です。よろしく申し上げます。

議案第36号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」。

松戸市少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱する。

平成16年7月8日提出です。

提案理由でございますが、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためでございます。

次のページをごらんくださいませ。

このたび委嘱いたします方につきましては、5号委員、関係機関団体、PTA連絡協議会から小西恵美様、PTA連絡協議会副会長でございます。

任期につきましては、平成16年7月8日から平成17年10月31日。これは前任者の在任期間でございます。

次のページは、参考資料といたしまして委員の名簿を添付させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ごらんのとおり少年センター運営協議会の委員の新任の方がお1人という議案でございます。

前任の方もPTAからでございますか。

こども課長 そうでございます。

委員長 何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、質疑、討論は終結ということでよろしゅうございますか。

それでは、議案第36号を採決いたします。

議案第36号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

議案第37号

委員長 続いて、議案第37号「松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

公民館長 公民館長でございます。

議案第37号「松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、議案として9月定例会市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

平成16年7月8日提出。

提案理由でございます。

松戸青少年会館樋野口分館トレーニング室を子供の居場所づくりの場とし、青少年の健全育成に資するためでございます。

文部科学省は、青少年の問題行動の深刻化や地域・家庭の教育力の低下などの緊急課題に対応し、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくむとして、本年1月、「子どもの居場所づくり新プラン」を打ち出したところでございます。これは、地域の大人の協力のもとに、子供たちの放課後や週末における体験活動、地域住民との交流活動を支援するものでございます。

また、福祉部門におきましては、平成15年7月、次代を担う子どもの健やかな誕生と育成を目的にした「次世代育成支援対策法」が成立し、各市町村では「次世代育成支援行動計画」を策定することになりました。

本市では、これに伴いまして小・中学生や保護者等にアンケート調査を実施しております。その中で、小・中学生が松戸市に欲しいと思っているサービスに、“自由に出入りできる場所”がでございます。特に小学5年、中学2年の過半数が望んでいるという結果が出ております。

青少年会館では、従来より青少年の体験学習、仲間づくりを図る事業に取り組んでまいりましたが、以上のような時代及び社会的背景を踏まえまして、さらにこれを充実させ、青少年の居場所づくり事業を展開してまいりたいと考えております。

そのため、青少年会館樋野口分館1階に平成2年にこれは開館しておりますが、開館時から青少年の体力づくりの一環として設置してまいりましたトレーニング室をその場所に充てたいと考えております。

ちなみに、トレーニング室の広さは100平米でございますが、トレーニング機器を設置して、その使い方の講習を受けた方が利用するというものでございますが、同様の事業を生涯学習本部スポーツ課でも柿ノ木台公園体育館で実施しておりますことから、本事業をスポーツ課事業に一本化したいと考えております。

この関係につきましての条例改正部分が、この次のページにございます別表1に関する条例改正部分でございます。以上申し述べましたことから、分館使用料のトレーニング室使用料を削除するものでございます。

また、その上にございます第10条及び第21条第2項の改正につきましては、本年4月から消費税を含んだ使用料の表示、すなわち総額表示方式に変えるということになりましたため、これに対応するため、改正をするものでございます。

なお、青少年会館及び樋野口分館のその他の部屋の使用料は、この別表1に記載したとおりでございます。平成16年11月以降の使用許可にかかわるものから適用いたします。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 何かご質問ございますか。

瀧田委員 今、この使用料のところを拝見しているんですが、これは青少年が使う場合も同一でございますでしょうか。

公民館長 青少年が利用する場合につきましては、無料でございます。

瀧田委員 無料ですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 現状でこの子供の居場所づくりについては、どのような状況なんでしょうか。

公民館長 現在のところ、新松戸にあります青少年会館では、1階フリースペースに放課後及び週末、小・中学生が大変集まって自由に使っております。

樋野口分館の方は少しそういう意味での利用度が低うございまして、この事業を展開することによりまして、放課後及び週末の子供たちの利用が高まるものと考えられます。またこの子どもの居場所づくり新プランのもとに、緊急3カ年事業の「地域子ども教室推進事業」が実施されますが、青少年会館はこの事業に応募をしておりますので、このような事業を展開することで、さらに利用度が上がるものと考えております。

瀧田委員 もう一つよろしいでしょうか。

樋野口分館の管理についてなんですが、本館の方は職員の方がいらっしゃいますが、樋野口の方は公社か何かをお願いした状態でしょうか。

公民館長 現在の管理は公社の方に委託しております。

この事業を展開することによって、社会教育指導員の先生や職員がこれまで以上に入参いたしますので、目はより届くようになると思います。

瀧田委員 そうですね。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 こういったいろいろな企画であるとか施設であるとか、こういうものを一般の市民、一般の子供たちにどういうふうにご案内してございますか。

公民館長 広報及びホームページ、チラシ等でご案内し、事業促進を図るようになっております。

委員長 一人でも多く利用できるような、利用しやすい状況が必要ですね。

文化祭なんかでよく我々が訪問する場所ですね。

公民館長 はい。

教育長 アンケート調査で、小・中学生の多くが自由に出入りできる場所が欲しいというふうに答えたという。自由に出入りできる場所、非常に漠然とした表現なんだけれども、具体的にはどういうことを望んでいるのでしょうか。

公民館長 例えばスポーツができる場所とか、それから自分たちが遊べる場所というようなことで回答が出ておりまして、それを全部総括いたしまして、子供たちが自由に出入りできる、使える場所というような表現でまとめてございます。

教育長 そこで、子供たちだけでスポーツしたり遊んだり……。青少年会館の1階のフロアに結構来ていますよね。ああいうタイプと、いわゆる積極的にこっちから子供たちに何かを教えよう、何かを支援しようというようなのは推進事業なんですか。

公民館長 そうです。

教育長 そっちをやると、利用者がふえるという可能性があるのでしょうか。

勉強を教え、補修授業をやっちゃおうなんていうと、来ない。

公民館長 そこは私どものねらいとしているところではございませんで、子供たちが今ファミコンゲームとかというような形で遊んでいることも多いですし、各ご家庭にいろいろなお子さんたちが集まって遊ぶという機会が少なくなっていると聞いております。そこで、自由に出入りして、自分たちが持ってきたトランプとか将棋とかでも結構ですし、青少年会館でそういうものを用意してございますので、それで遊んでもらったり、あるいはおしゃべりしてもらったり、という形で使っていただけたらと思います。

また、先ほど申し上げました「地域子ども教室推進事業」を実施する中で、地域の大人と子供たちとが交流し、こんなことで遊べる、使えるのだという認識をしていただくと同時に、自由にそこで遊んでいただけたらと、自分の居場所を見つけていただけたらというふうに考えております。

教育長 文科省の地域子ども教室は、まさにそういうものを提供しようということなんですよ。

公民館長 そうです。

教育長 場の提供とカリキュラムの何らかの……。

公民館長 これは実行委員会形式で行いますが、地域の大人の持てる教育力をそこで出していきたいということです。その内容は、遊びだったり伝統文化の継承だったり、いろいろございまして、今そのプランを練っている最中でございます。

教育長 そうすると、松戸市が去年始めたサタデーコミュニティスクールの内容は、まさに……。

サタデーコミュニティスクールと今回文科省が新規事業として掲げた子ども教室の推進事業とは目的はやや異なるけれども、やっている中身そのものについては、かなりこれに合致しているんじゃないかなというふうに思うんです。その可能性なども含めて対象事業になるように、ひとつ検討してみてください。

公民館長 教育委員会企画管理室とも連携を密にしながら進めていきたいと考えております。

委員長 1つ気になるのが学校との連携なんですけれども、やはり1人の子供について、情報交換とか学校との連絡事項だとか、そういったようなことはどうなっていますか。

公民館長 家庭教育学級を各小学校で私ども公民館が開設しております。そのような機会を通したり、あるいは学校担当部さんからお話を伺うという形で連携をとっておりますが、さらにそういう情報交換等を行っていただければと考えております。

關委員 1つよろしいですか。

単純なことですけれども、ちょっと確認させてください。

松戸青少年会館の設置及び管理に関する条例第6条ですよね。それによると、青少年会館を使用する者はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないとあって、先ほど関口さんは盛んに自由に出入りできるというけれども、あらかじめ教育委員会の承認が必要とあるんです。それをどういうふうに使分けののですか。

公民館長 いろいろなお部屋を集団で、グループ学習したりするときに、利用許可書を出して使っていただいているんですが、子供の居場所づくりの所はオープンスペースとして、利用承認なしで自由に出入りして使っていただくようにしたいと考えております。先ほど申し上げましたように、青少年会館本館の1階のロビーがそのように使ってもらっておりますが、同じ扱いにしたいということでございます。

瀧田委員 文化祭のときに青少年会館に伺わせていただいています。一昨年前位から、とても活発にいろいろ利用している子供たちがふえて、すばらしいなと思いました。ですから、そういうような場がまたこちらの樋野口の方にもああいう場として伸びてくれるといいと思っているところです。

青少年会館、本当に初めのころは何か子供の場所なのかなみたいな感じがありましたけれども、ここのところ本当に子供の活動が見られるようになりました。もちろん大人の力がずっと入っていて、子供が自発的にどのぐらいやっているかというのは、ちょっとそこはわからないんですが、やはり拠点になるようにご指導していただくと、私たちちょっとうれしく

なります。よろしく申し上げます。

委員長 少しでも一歩ずつ前進をしていっていただきたいと思いますが。

よろしいですか、質疑、討論。

じゃ打ち切らせていただきます。

議案第37号を採決をいたします。

議案第37号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定をいたします。

議案第38号

委員長 続きまして、議案第38号「平成17年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

どうぞご説明を。

市立高校担当室長 松戸市立高等学校担当室です。よろしく申し上げます。

議案第38号「平成17年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

松戸市立高等学校管理規則第19条から第21条の規定によりまして、学校長が選定いたしました平成17年度に使用する教科書について採択をしていただくために提案するものでございます。

平成17年度に新しい学習指導要領が第1学年から第3学年までに適用されるため、今年度の検定につきましては、高学年で使用する教科書を中心に実施されております。したがって、平成17年度は全学年で新学習指導要領に基づき検定された教科書を使用することになります。

提案内容のご説明の前に、市立高等学校で使用する教科書の選定、採択の手順について簡単にご説明申し上げます。

簡単にまとめたものを添付してございます。7ページをお開きいただきたいと思いますが、これに基づきご説明申し上げます。

上段に順番に採択の手順が文章で、また下段にはそれを図式化したものが記載してございますが、上段、下段の番号は符合しております。

まず、毎年千葉県教育委員会より次年度に使用する予定の教科書について必要数の報告依頼がありまして、教科書選定、採択の事務が開始されるわけですが、松戸市ではより適した教科書を市立高校において選定するために、3年前より県教育委員会からの依頼を待たずに5月中旬に市立高校へ選定依頼をしており、選定期間を長く確保しております。それが1番目の記載でございます。今年度は5月13日に市立松戸高校へ17年度使用教科書の選定を依頼してございます。

手順2、市教育委員会からの依頼を受けて、市立高校では「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」に基づき、文部科学省検定教科書の中から17年度に使用する予定の教科書について選定を開始します。

手順3、これは先ほどご説明いたしました、県教育委員会より市立高校へ17年度使用教科書の報告依頼が送付されます。今年度は6月11日に報告依頼が送付されました。

手順4、市立高校から市教育委員会へ教科書本体を添えて選定報告書が提出されます。今年度は6月21日に17年度使用予定教科書一覧、選定理由書及び教科書を添えて市立松戸高等学校より松戸市教育委員会に選定経過報告書が提出されております。

5ページから6ページに報告書の写しを添付してございます。これにつきましては、後ほど学校長より説明させていただきます。

手順5、市教育委員会では、選定報告を受けまして、関係法令等に基づき、適正に選定されたものかどうかを確認いたしまして、本日の教育委員会会議に諮っております。

手順6、本日の会議において議決を経まして、平成17年度使用教科書が採択決定されます。

手順7、市教育委員会から市立高校へ採択決定通知が送付されます。

手順8から9、この採択決定を受けまして、市立松戸高校は17年度使用教科書需要報告書を作成し、千葉県教育委員会に報告いたします。

以上が教科書選定、採択の手順であります。

それで、今年度の千葉県教育委員会の報告の期限でございますが、7月16日、金曜日となっております。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

まず、1ページ及び2ページをごらんください。

学校長が選定いたしました17年度に使用する教科書の一覧でございます。

左から科目、教科書名、新規・継続の別、出版社、学年/学科の順になっております。右端の学年/学科の欄に「普」とありますが、これは普通科の略であります。また、「国」と

ありますが、国際人文科の略でございます。

次に、新たに本年度選定されました教科書についてまとめたものが、3ページから4ページの新規教科書採択調査票でございます。

左から科目、教科書名、出版社、学年/学科、採択の方針、難易度に分かれて記載してございます。中ほどの採択の方針欄は、最後のページ、9ページに添付してございますが、松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針、この中の各項目について、それぞれの教科書が適合しているかについて記載してございます。右端の難易度につきましては、標準的なものを「普」、いわゆる進学校向けのものを「上」と記載しております。

それでは、採択の方針欄の各項目についてご説明いたします。

まず、「教育課程に即しているか」についてですが、平成17年度の市立高等学校教育課程に定められた教科科目に合致した教科書を選定しているかどうかについて確認したものでございます。

次に、「検定年度」とありますが、それぞれの当該年度に文部科学省の検定を受けていることを確認しております。

3番目、「慎重かつ公正に選ばれたものか」につきましては、高等学校の教科関係者の意見を聞いて、慎重かつ公正に選定されたものかを判断基準といたしております。このことにつきましては、各教科担当間で協議検討の上、校長に具申され、それを受けて校長が決裁、選定したものであることを確認しております。

4番目に「生徒の実態に即したのか」についてですが、生徒の興味・関心、進路希望等を考慮して、各教科ごとに総合的に判断をし、生徒にふさわしい教科書として選定されたものであることが選定理由書及び学校長の選定報告書に記載されております。

以上、事務局で事前調査した結果、すべての教科書が教科書採択の方針に合致してありましたことをご報告申し上げます。

なお、選定理由書につきましては、別冊としてお手元に配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどをよろしく願います。

なお、教科書の選定経過につきましては、市立高校長よりご報告させていただきます。

以上です。

委員長 どうぞお願いします。

市立松戸高等学校長 市立松戸高等学校の中村でございます。今回初めてこの教育委員会会議

に出席をさせていただくことになりました。昨年12月1日に着任をし、約半年ほど経過をいたしました。私は松戸地区の学校は初めてですが、松戸市に唯一の市立高校だということで、市民の皆様の期待にこたえられるように頑張りたいと思います。また、子供たちには市松に入ってよかった、市松で勉強できてよかったと思ってもらえるような、学校運営をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

選定の経過につきましては、今、室長さんの方からもお話がありました、ダブることになりますが、私の方からも簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

市教委からの通知、県の高等学校教科書選定連絡協議会を受けて これは私どもの教務担当者が出席しておりますけれども、それを受けまして、5月中旬過ぎから選定の作業に入っていました。選定に当たりましては、「松戸市立高等学校で使用する教科書の採択に関する方針」や選定上の留意事項等に配慮しながら選定を進めてきたところでございます。

基本的には、学校や生徒の実態に合った教科書、生徒の興味関心、さらには進路指導の状況等を踏まえながら選定していくということになりますが、選定に当たって特に留意したことは、選定していくときに、科目の担当者個人が、1人で判断することのないように、十分教科会議の中で意見交換をし検討していくようにいたしました。最終的には教科主任会を招集し、そこに校長、教頭が入って、選定をしました。

どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 この資料に関しましては、あらかじめ各委員さんのところに行っていると思います。

かなり膨大なもので、全部隅から隅まで目を通したかと言われると、ちょっと自信がないんですが、具体的にこの継続と新しいものと混在していますが、新しいものがかなり目立っています。その辺はどういうふうな判断基準といたしますか、何かございますか。

市立松戸高等学校長 3年ぐらい使ったら、また新しいものを検討していくというのが通常のように思います。

ただ、国際人文科につきましては、「新」のものが多くなっていますが、これは今まで使っていた教科書も上級のものを使っていたんですが、17年度はさらにその上のものにしました。資料では去年も「上」、ことしも「上」という形で示されていますが、会社によって「上」のレベルも若干違いがあって、去年使っていたものは「上」と「中」の間ぐらいのレベルで、来年度使いたいと思っているのは、去年の「上」のものよりさらにレベルが高いものになります。レベルの高いものを使用することで、子供たちがこういう教科書も理解できるのだと自信を深めさせるためにもいいのではないかと思います。

委員長 この採択につきましては、委員会の責任として、松戸市の地域性に即し、学校及び生徒の実態に応じて採択を行うものとするというふうにあるんですが、これ非常に我々としても解釈が難しい部分なんです、その辺はどう考えたらいいですか。

市立松戸高等学校長 学力検査を受けて入ってきている子供たちですので、私どもは子供の今持っている学力というのは十分わかります。やはり選定にあたって一番留意していることは、生徒の実態です。

委員長 どなたかご意見ございませんか。

教育長 たしか3年前の教育委員会会議のときでしたか、教科書採択のときでしたか、国際人文科で使っている英語の教科書がやや易しいんじゃないかという問題提起があったと思います。もう少しレベルを上げたらどうかという委員さん方のご意見が出たんですけれども、ことし新規に採択するに当たって、どのようなレベルだとお考えでしょうか。特に英語の教科書について。

市立松戸高等学校長 英語の教科書は、最上級の難しさの教科書です。

以前は普通科で使っている教科書を使っていたということですが、指摘を受けて「上」のものに変えたと伺っています。本校の科内会議においては会社によって同じ「上」でもレベルが違うという意見があって、今使っているものについては「中」と「上」の間ぐらいのものだということです。来年度については学科の中でも十分話し合いをしていただいて、やはり子供たちにとって学びがいのあるものにしたい、こういう難しい教科書を使って勉強しているんだと自信を深めさせるためにもレベルの高いものにしました。どうしても生徒の学力から見ると少し教科書が難しいということになりますが、本校の場合、人文科の英語の授業は少人数で、学習集団を形成していますので丁寧に教えることで理解がすすむと考えます。

教育長 市内の中学校、高等学校英語スピーチコンテストが毎年開催されていまして、校長先生はまだ短いですが、参加されていないかもしれないですが、市立松戸高等学校はここ二、三年、1位をはじめ上位を独占しているんです。もちろんスピーチコンテストとこの教科書の文法等の解釈等のレベルとは次元が違うんでしょうけれども。そういうふうにレベルが上がってきているという実態も踏まえて、またよろしくをお願いします。

市立松戸高等学校長 スピーチコンテストで頑張っている話も、私もここに来て先生方から聞きました。あと英語検定2級を取らせるのが本校の大きな目標でもあります。13年度1名、14年度12名、15年度18名と、年々英語の力はついてきています。

瀧田委員 それぞれ教科書に関しては、ご専門の先生方がご審議の上、しっかり決めていらっ

しゃるので、そのことについては全然私は門外漢なのでございますが、ちょっとこの表を見て不思議に思いましたのは、倫理のところ。3ページの倫理のところは基本的なレベルになっておりまして、3年生ですよね。3年生でなおかつ倫理を基本的な教科書に持ってきたと。この説明書を見ると、わかりやすくというようには記述してありますが、特に何か意図を考えて、何かを徹底しようとか、そういうお考えがあるのかなと伺いたいんですが。

市立松戸高等学校長 特に深い意図はありません。

瀧田委員 本が読みやすいとか。

市立松戸高等学校長 教科書というのは、資料に「普通」とか「上」とか示されてありますが、先生方の教え方で、それが易しくなったりそうでなくなったりということは当然あります。

瀧田委員 これもやはり「上」とか「普通」とかあるんでしょうか。

市立松戸高等学校長 易しいものを使っているからということで、授業の内容が低くなるというふうなことではありません。

瀧田委員 そういうことではなくて、何か意図的な徹底する意図があったのかなというふうにちょっと思ったんですけれども。

一応理由書の方には、わかりやすく全員が理解するようにというふうに書いてありますから、そこの辺なんでしょうかね。

やはり高3ぐらいになると、もう相当いろいろなことを考えるのではないかと思います。哲学的なこともかなり考えられるんじゃないかと期待しておりましたものですから、ちょっと不思議に思いました。

教育長 瀧田先生の時代に比べて、哲学的かどうかわかりませんが、それなりに。

瀧田委員 どうなんでしょうね。

教育長 読書の傾向というのはどうなんでしょうかね、最近の高校生の。やはり瀧田先生のころは、アンドレ・ジードとか……。

瀧田委員 今の高校3年生ぐらいというのは、やはり一番そういうことに多感なころじゃないかなというふうに思うんですけれども。

教育長 ちなみにどんな読書傾向なのか。余り読まないのか、今の高校生はどうですか。

市立松戸高等学校長 人文学科の子供たちは割と読んでいるんですけれども、普通科の子供たちの読書量はかなり低いですね。市松は図書館の方も随分整備していただいて、読書を推進する環境は整っています。読書の推進はこれからの本校の課題です。

今図書館は自習する子供たちでいつもいっぱいです。読書の推進と併せて、学習する場と

して図書館を大いに活用させていきたいと考えます。

教育長 読書は小さいころからですね。小学校、よろしく願います。小学校からです、読書習慣は。

委員長 最後にちょっと確認をしたいと思いますが、これだけの教科書を選定していただいた中で、非常に、一番ここが意見がたくさん出て大変だったという部分がありますか、現実的に。
市立松戸高等学校長 特にありません。

委員長 問題はない。

市立松戸高等学校長 はい。

高校ですので、それぞれみんな専門ですから、一応選ぶのは各教科に任せるような形になって、最終的に教科主任を集めて、いろいろ最終的な打ち合わせも持ったんですけども、特にもめたとかというようなことはありませんでした。

副委員 せっかくですから。高等学校の先生に聞くなんていう機会は余りないので、この際にちょっと聞かせてください。

先ほど委員長が、ここにいただいた資料の9ページに関連して、「松戸市の地域性に即し」、これを教科書の選定とどう結びつけるかという質問をなさいました。先生はただ今、受験で入ってくる子供たちの学力レベル等を考慮してというふうな趣旨のことをおっしゃった。その辺が恐らく一つの基準なんだろうなと思います。

僕の質問は、その一番下にある(3)の「教科書は、継続して使用できるものを採択するものとする」、これなんです。考え方によっては2つあると思うんです。1つはやはり内容がしっかりしていて、そうちょいちょい変えられては困る。したがって、内容のしっかりしたもの、継続して使用できるものであるということ。それから、場合によっては、いい教科書を出しているけれども、つぶれるような会社のものでも困ると。次に使おうと思ったら、もうないというのは困るというような、そういう意味があると思うんですが。

そうすると、継続性ということと関連して1つ問題になるのは、余り1社に固定化されても、また問題があるかなという気がするんです。その辺の基準というのは何かあるんでしょうか。

市立松戸高等学校長 その都度先生方と協議しながら決めていくことになります。来年A社にしようということになれば、A社のものを続けて3年ぐらい扱ってみようということになると思います。

採用にあたっては、教科によって若干違う場合があります。例えば数学の場合、と続

くようなものであれば、その継続性とか系統性考えて、引き続き同じ会社の を使っていくということはよくあることです。理科の場合などは、 の方で仮に会社が変わったとしても、学習指導要領の中で教えるべき内容は決まっていますので、違った会社のものを次年度に扱っても特段問題はないと思います。

もう一つ言えることは、やはり生徒の学力も同じ1年生でも年度によって状況が違う場合もありますので、次の年は、その生徒の状況を見ながら、別の会社のものを採用するということがあります。たとえばカラーがたくさんあったり写真があったりした方が生徒が内容をより理解しやすいと判断した場合、変更していくということがあります。

關委員 私の関心のある範囲では、政治・経済をちょっと見たんです。もう1冊いいのがあるかなという気もしたんですけども、今この実物を見て、ちょっと教科書が薄いと思いました。これが平均なのかもしれませんけれども。我々の時代のことなんかは言いませんが、ちょっと薄いかなという印象もします。

委員長 どうでしょうか、皆さん、お話ございましたらどんどん出していただきたいと思うんですが。

關委員 英語については、今ちょっとこれを見させてもらいましたけれども、これは1年生、2年生用ですか。あと附属教材もあるんでしょうが、最近の大学の入試の英語の問題というのは多様化しているんですね。物すごく長い文章を読ませる傾向があって、それとあとはヒアリングを重視している。穴埋めよりも、とにかくヒアリングと長い文章を読ませるという傾向があるような気がするんです。受験問題なんかを見ていても、かなりの長文を読ませるという。それがさっき教育長もおっしゃった本を読むことの訓練が盛り込まれてきている。国語もそうですが、英語も何かそんな気がするんです。だから、読んで理解力をきちっとつけることの方が、受験技術をつけることよりも大事なかなという気はしますよね。

教育長 国語の入試問題も、やはり長文を読ませて、解釈、それを判断をするという問題が多いですね。よほどスピードを上げて効率的に素早く読み取る力がないと、全問解けないでしょう、今の大学入試は。もっともその解釈が難し過ぎてわからないというか、当然そうだろうというものがバツになって、これが解釈かというのがマルだったりする。

余談ですけども、実際のその文章を書いた本人の作家の方がその自分の書いた文章の解釈についての問題を解いてみたら、半分も当たっていなかったというような。本当の話なんですけれども、おもしろい話があります。

いずれにしても読解力をつけていかないと難しく解けない問題が多いと。

關委員 あと論述試験では、従来の一般入試と違って例えばAコース、Bコース、Cコースと
いろいろな試験のやり方がある、例えば論述重視の試験のやり方では、岩波文庫からア
ダム・スミスやジョン・ロックの自由論を引っ張ってきて、これについて読んで自分の解釈を
して私見を述べなさい、そういう力も要求するんです。ですから、国語力がないとこれから
は本当に困る。

高校までにそういう力をつけていただくと、大学では本当に助かるんじゃないでしょうか。
そんな気がします。

教育長 教科書こんにやく説というのもありますんで、ひとつよろしくお願いします。

委員長 これだけボリュームのある教科書を選定していただいて、どうもご苦労さまでござい
ました。

それでは、そのほか質疑、討論がないようでしたら、採決をしたいと思いますが、そうい
う手順でよろしいですか。

それでは、議案第38号を採決いたします。

議案第38号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上3件です。

報告等

委員長 次に、報告等に移ります。

「松戸市文化会館条例施行規則の一部改正について」をお願いいたします。

よろしく。

社会教育課長 松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご報告いた
します。

松戸市規則であります松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正いたしましたので、ご報
告をいたします。

同規則の別表、付帯設備及び備品使用料中のスタジオ用設備の一部について、別紙のとおり
2枚目の新旧対照表をごらんください。別紙のとおり改め、表中の13行目、ノンリニ
ア編集装置、これにつきまして時間当たりの単価を700円を300円に改めました。

それから、その表中の12行目、A B ロール編集装置、15行目、効果音検索装置、16行目、効果映像検索装置、17行目、アニメーション製作装置、以上の4点につきまして削除いたしました。

その改正理由につきましては、まず13行目のノンリニア編集装置であります。それにつきましては、従前の編集装置がリース期間の満了を迎えましたので、これに伴い多くの市民が利用できるように初級者に標準を合わせました新たな編集装置を導入いたしました結果、リース料が低下をしたために使用料を改正するものであります。

それから、4点削除いたしました理由につきましては、この新たに導入いたしました編集装置にこれらの機能が備えつけられておりましたので、今後その備えつけを取りやめをしたものであります。

以上であります。

委員長 これらの利用状況はどんなことになっていきますか。

社会教育課長 新たなリース料算定に当たりまして、私どもが期待をいたしました稼働率は75%です。ただ、実際にスタジオの稼働率につきましては、年間で35%程度でございます。

委員長 文化会館のホール並びにこういったような設備、非常に評判がいいんですね。会館自体の使用頻度というのは今どのくらいですか。

社会教育課長 大ホールにつきましては、平成15年度年間の利用率が66.9%になります。

委員長 あれだけの施設を少しでも遊ばせておいたんじゃないかという感じがどうしてもするんで、かねがね十分PRをしながら利用してもらいたいということを思っているんですが、特別に市の施設というものは対外的にPRはしない方針なんですか。

社会教育課長 そんなことはありませんで、広報等、機関を通じましてPRに努めてございます。

また、このホールにつきまして、特に大ホールにつきましては、文化振興財団が共催という形をとりまして、使用料を一般より低く抑えまして、いろいろな公演ですか、そういったものを呼んで来て、集客あるいは稼働率の向上に努めております。

委員長 今回のこの設備の問題等を含めて、やはり文化会館の今後の問題だとか、いろいろ範囲を広げてご質疑いかがでしょうか。ございませんか。

一応これからいろいろな話題が出る都度、いろいろお話を聞かせていただきたいと思います。

今回はこれご報告ということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

委員長 次の「松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱の一部改正について」をよろしくお願いいたします。

市立高校担当室長 よろしくお願いいたします。

市立高等学校入学志願の特例に関する要綱の一部改正について、主な改正点についてご説明申し上げます。

松戸市立高等学校通学区域に関する規則において、普通科は松戸市内、国際人文科は千葉県内を通学区域と定めており、この区域内に保護者とともに居住することが志願資格とされております。しかし、同規則第3条ただし書きでは、特別な事情がある者は教育長の承認を受けて入学を志願することができることありまして、その具体的手順が松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱でございます。

現行の要綱では、東京都以外の都道府県から志願する者及び海外の日本人学校から志願する者の承認は、高等学校に直接願書等を提出することで承認を受けたものとみなしております。これ以外の場合、例えば東京都及び県内他市からの志願、日本人学校出身者の単身帰国、海外現地校卒業者、中学校卒業程度認定者等は教育長あてに志願承認申請書を提出し、審査を経て志願承認通知書を受ける必要がありました。入学志願の特例に関して、県立高等学校及び他の市立高等学校においても同様な取り扱いをしてきております。

今年度、県教育委員会では、千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程を改正し、教育長が承認するとされている権限のすべてを高等学校長に委任することといたしました。これは、教育長の承認を受ける手続きが煩雑であり、志願者及び保護者の負担が大きいことから、承認手続を簡素化したものです。

これを受けまして、県内公立高校との均衡を図り、本市の市立高校を志願する生徒及び保護者の負担軽減を図るものでございます。

委員長 いわゆる手続の簡素化ということですね。

市立高校担当室長 そうです。

委員長 いかがでしょうか、今のお話はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、3番目の「平成16年度企画展「昔のくらし探検 松戸版」の開催について」をよろしくお願いいたします。

博物館次長 博物館でございます。よろしくお願いいたします。

別紙の「昔の暮らし探検 松戸版 」開催要項に基づきましてご説明をさせていただきます。

展示会の名称でございますが、今申したように「昔の暮らし探検 松戸版 」ということでございます。

会期でございますが、7月21日から11月23日まで104日間でございます。会場は博物館の展示室でございます。

開催趣旨、内容については、きょう担当の学芸員が来ておりますので、学芸員の方から説明をさせていただきたいと思っております。

博物館学芸員 それでは、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

開催要項にのっとりましてご説明させていただきます。

「昔の暮らし探検 松戸版 」は、私たちの現在の生活がどのようにつくられてきたかということをお子たちに伝える企画でございます。この中で、どのように戦後の生活が変わってきたかですとか、昔の70年前の農家の暮らしを出発点にしておりますけれども、そのような暮らしの中で培われてきた知恵ですとかわざですとか、そういうことをお子たちに改めて展示 復刻をしまして、展示資料、実物の資料を通して伝えていこうとしております。

また、いろいろな世代の方に見ていただいて、子供たちや親世代、おじいさん、おばあさんの世代の方々に見ていただいて、それなりの自分たちの生活の思い出をお子たちにその場で伝えていただければというふうにも考えております。

また、小学校4年生の社会科のカリキュラムの中で、秋に「きょうどにつたわるねがい 昔の暮らし 」というような単元がございます。その単元の中で、昔の暮らしというものが教科書の中に、イラストですとか写真というものが載っているんですけども、そういうものを実際に実物の資料をそこに展示して、先生方とともに子供たちに見ていただくということを考えてございます。

また、夏休みを通じまして家族の方々に見ていただいて、秋、10月以降が多うございますけれども、学校の団体見学なり学校の利用をお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、展示の構成でございますけれども、これは衣食住の歴史という形でやっております。「住まう」、「食べる」、「着る」、「くらす」、あと最後に「40年前の暮らしの道具」というところでは、戦後の生活の変化で変わり目のところの資料を展示する予定でございます。

ですから、子供たちは、70年前の農家というのは千駄堀の農家の模型をつくってございま

すけれども、その農家の模型をまず見て、その後に各部屋、土間ですとか広間と言われるような座敷ですとか、そういうような部屋の中で、それぞれの暮らしぶりというものを実物の資料を手にとりながら見ていくと、こういうふうに考えております。

また、今回の展示の特色といたしましては、こういう手でさわってみるということを目的にしますと、壊されてしまうということの危険性もあるんですけれども、なるべく多くの資料、子供たちが手にとってさわれるような資料を収集して、見ていただこうと思っております。

また、体験するというところでは、機織りですとか糸紡ぎですとか、これはさわってみるだけではなかなかできないことなんですけれども、少し練習をして頑張ってみてというような、プロセスを体験してもらう体験学習のプログラムを用意いたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

博物館の開催模様なんですが、何かお話ございませんか。

瀧田委員 博物館などで学芸員の方々の研究発表というのに時々チャンスがあって何うことがあるんですが、それはたまたま何かの関係で何うことがあるんですけれども、なかなか大勢の方がそのことには余り参加していないような気がするんですけれども、広報か何かに載るんではしたかしら。学芸員さんの研究発表はとてもおもしろいというか、いい内容の、少人数で聞くにはもったいないかなというような内容のものが前あったような気がして、そしてもう少し頻繁におききする機会はないのでしょうか。申し込みをしたら何うことができるのか、それとも一覧表みたいなものがあって、何日から何日にはこういう方の学芸員の発表がありますよということがあるのか、その辺教えていただきたいと思うんですけれども。

博物館次長 各学芸員が講座を開いています。場所は当然博物館の中の講堂が多いんですけれども、それはまず広報に載せるのが原則でございます。それ以外に、年間行事表というものがございます。それには、いつこの学芸員がこういう講座をやりますというふうに載っているんですが、その2つを見ていただくしかないかなという内容です。あと各雑誌なんかに掲載する場合があるんですけれども、すべて網羅されておりませんので、広報にすべてが出ております。

瀧田委員 そうですか。特別に何か依頼をして、このテーマでというようなことは特にはできないんですね。

博物館次長 たまたま7月22日なんですが、赤報隊に関連した講演会を行ってこないかと依

頼されました。これがたまたま子孫の方がいる小金の方で開催をいたします。広報にも掲載する予定です。

瀧田委員 載るんですね、いずれにしても。

博物館次長 はい。

瀧田委員 ありがとうございます。

結構一生懸命研究なさっていらして、もう少し皆さん関心のある方に聞くチャンスを、もっと大勢の方が聞けるといいなというふうにも思っていました。

どうもありがとうございます。

關委員 とてもいい企画だと思うので、1つ質問したいと思うんです。

これはたまたま小学校4年生の社会科の教科書にこういうテーマがずっとあって、それに関連して昔の暮らしを振り返ってみようと。その趣旨をどこに置くか、ねらいをどこに置くかというのは、これはちょっと難しいかと思うんですが、その辺何か特に考えておられることはありますか。

博物館学芸員 その部分というのは一番この展示の核になるところなんだと思うんですが、まず博物館の中でこういう展示を行うということでは、具体的に言いますと、例えばかまどなど、こういう昔の火を大切にしていた知恵なり技というものをやはり子供たちには伝えたいというところにまず一つの力点を置きたい。

それで、昔の生活に帰りましょうということではありませんから、その中では、やはりその片方には新しい生活に向かっていったという部分。生活の流れの中で説明していく。

これは何か相反するようなことを2つ伝えているようなところがございますけれども、やはり昔に帰るというところで見直す部分と、今の暮らしがどういうふうにつくられてきたか、その2つをやはりうまく展示では伝えていきたいと考えております。

關委員 4年生だから、どの程度まで自分で考えてもらうかということは難しいのかもしれませんが、それをどう伝えるか。

例えば我々は大人になると、どうしてもすぐ環境の問題だとかごみの問題だとか、そんなことをついつい伝えたいですよ。その辺を言わないでどう伝えるかということは難しいと思うんです。したがって、何を考えてもらうかなんです。

便利になったということの反面に、だけれどもやはりいろいろな問題があるんだということまで突っ込んだ、代弁したメッセージとして言おうとするのか、単にさわって触れて、昔の生活はこうだったということ振り返るのかです。

博物館学芸員 展示という方法を通してということになりますと、パネルなり言葉なりで言うだけでは、やはり展示は弱いんだろうと思うんです。やはり見てははっきりわかると。ごみの出す量という話がありましたけれども、やはり堆肥なり、そういう農家の生活の中では、水を大切に、出てきたごみを堆肥として農業に回していくというプロセスがありますよね。そういうものをどこまで物として、生活として出せるかというところを、努力していきたいと思っています。

教育長 どうなんでしょうか。関連してですけれども、博物館や歴史の研究というのは、時代による是非を評価できるんだろうか。あの時代は古かったとか、あの時代は現代よりよかったんだとか、そういう評価はどこまで許されるのか。歴史進歩学から見るとです。

關委員 いい悪いという評価はともかくとして、昔の人の生活の知恵ってこんなにすごかったということなんですよ。今は我々生活が楽になったから、そんな楽の反面としては、全部自分でごみ処理しないで、市にお任せしてごみを集めてもらっているわけですが、昔はみんな自分の家で処理できるような能力を持っていたわけですよ。それから、水にしても洗濯にしてもそうです。いい洗剤があるかわりに、その洗剤で使った水は一体どこへ流れていくかということ、全部だれかがまた浄化しているわけです。そういう意味での昔の人の知恵というのは一体何だったんだろうかと。それを考えてもらうヒントが、その逆を出すと、それが見えるわけで、こうでした、こうでしたというところはちょっと気がつかない部分があるから、それをどうやってメッセージとして伝えたいか難しいと思うんです。

評価は僕はできないと思うんです。評価が入ると大変厄介ですよ。

教育長 多分総合的学習でこれを題材にして、学習を発展させていく。そうすると、環境問題までたどり着くんでしょうか。博物館の問題ではなく、これは指導課の話になりますか。

指導課長 確かにおっしゃるとおりで、社会科で基礎を学びます。こういうことがあったと理解をします。そこで先人の知恵について学習をします。それを生かして、総合学習等でまた発展的な部分でいろいろ考えていくと、調べていくというふうになっております。

教育長 じゃ大いに活用してください、「昔のくらし探検」。

委員長 報告事項、以上でございます。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

その他

委員長 それでは、最後にその他の部分に移ります。

これは前々から毎回話題を提供しております現在進行中の学校の統廃合問題、それに関連した現状での進捗状況が気になるところでございます。

昨年の10月に本会議で附帯事項つきの採択をいたしました。大体10カ月たって、我々の希望としましては過半数ぐらいの理解が得られたかどうか、その辺に期待をかけてああいう附帯事項つきの決議をいたしました。この間、事務局としては最大の努力を払いながら、地域への説明責任ということで努力をしていただいた。また、地域の人たちもいろいろな協議会や何かの設立を通して、いろいろたくさんの議論の中で、どうしてもここは納得できないよというような真剣な話し合いや何かを持っているというふうには聞いてはおります。

そういうことで、秋に向けてまたこの問題、一步一步進むということになるとは思いますけれども、やはりここで現状で一番私の方で気になるのは、協議会そのものの動向であるとか、あとそれに伴う準備事務局の設立という話も出てまいりますので、そういうことについて現状での事務局の感触というものをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

企画管理室長 企画管理室です。

まず、現状でございますけれども、5月26日に根木内小学校、根木内東小学校に対しまして、私ども教育委員会から学校長に対しまして準備事務局設立の要請をいたしたところでございます。当然その前段では、各学校とも協議会を開かせていただいた経緯もあります。そういうようなことを含めまして、5月26日付で私どもの方から学校の方へお願いの文書を出したところでございます。それから、6月18日付で、やはり小金中学校、新松戸北中学校に対しまして、私ども委員会から学校長あてに立ち上げの文書を送付させていただいたところでございます。

学校では、それを受けまして、5月28日には学校長名で保護者に対しまして、根木内東小学校が通知を出したところでございます。それから、6月21日には小金中から保護者に対して、準備事務局に参加してくださいという通知を出していただきました。それから、6月25日には根木内小学校長名で保護者の方々に通知をさせていただいております。それから、6月24日付では新松戸北中の学校長から保護者の方々にお願いをしているところでございます。

そのほかのところでございますけれども、古ヶ崎小学校、古ヶ崎南小学校、それから新松戸北小学校、新松戸西小学校については、今週、来週にかけて協議会を開き、鋭意私どものお話を聞いていただき、さらなるご理解を求めべく努力をしていきたいというふうに

考えております。来週いっぱいぐらいはそういった形でかかるかと思えます。また、その後の話の中で、再来週以降につきましても、その辺のお話ができるような機会が組まれて、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、我々といたしましては、できる限り皆さんにご理解を賜るような形でお願いをしておるところでございますけれども、それぞれの学校、環境が整っているところ、それから整っていないところ等々がございますので、若干のばらつきは出てくると思いますが、次回の教育委員会会議におきましては、その辺も整理をされた段階で、さらなる報告ができるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上、説明させていただきます。

委員長 各委員さん方もいろいろな情報を得ながら、いろいろな考えをお持ちだろうと思えますが、まず關先生いかがでしょうか。

關委員 僕の方に振られたので、僕が最初に話しますが、僕はもうここでは僕なりの気持ちというか、考え方というか、それは大分言わせていただきました。ですから、余り言うとかどくなりますので、簡単に言います。

最近もそれぞれの当該校からお手紙あるいはアンケート調査等を送っていただいております。それを拝見した感想ですが、賛成意見の皆さんの気持ちは、仕方ないから賛成するというネガティブな気持ちが強いのかなという感想です。反対派はといいますか、失礼、反対する人の意見は、納得できない、理由がわからないという極めてはっきりしたご意見を持っている。どちらとも言えないという、そういう極めて冷静に見ている人たちもいるということがよくわかります。中には親が余り騒ぎ立てるのはよくないといったことをきちっと言う人もおるし、統廃合には賛成なんだということを言っておきながら、しかし条件がつくんです。そういう人でも、やはりまだ納得できないという意見が多いように印象づけられました。

したがって、今、教育委員長もおっしゃいましたが、昨年の10月以来、10カ月近くたち、過半数ほどの皆さんが賛成をしてくれたであろうかというふうな期待を込めて、その数字をおっしゃいました。しかし、どうも関係する皆さんの反応は、まだ過半数賛成というところまではいっていないんじゃないかというのが私の受ける印象でした。

教育委員として新米の私の感想から言うと、こんな印象を持っています。事務局の皆さんは我々教育委員には、この教育委員会会議にかける議題についてかなり丁寧な説明をしてくださいます。家に資料を持ってきてくださり、必要な事項については事前にこういう趣旨ですという、極めてよく説明をしてくださる。我々によくわかってもらいたいという熱意が伝

わって、これはとても感心しています。

これは感心すると同時に、お願いです。我々にそのような説明をするのと同じぐらいの熱意と気持ちを込めて、この統廃合に係る当該校等あるいは関係する人にも説明を尽くしていただきたい。納得できないという人たちが多いいことは、やはりまだお互いに情報交換が十分できていない、あるいは意見交換のどこかに食い違いがあると、そんな気がします。

あるいは、我々の方は説明義務、説明責任があるんだろうと思います。そして、住民の皆さんあるいは関係するご父兄の皆さん、そういう人たちと理解し合いながら、子供たちのための学校教育、学校制度をどうやってよくしていくかということを考えていかなければいけないですね。

地域社会という言葉が最近とても重要になってきました。地方自治法の改正によって、地域社会という言葉が法律用語になりました。最近行政事件手続法も改正されて、極めて行政に対する事件の手続、訴訟のあり方が変わってきました。これは恐らく社会の変化を受けた法制度の改正でもあると思います。したがって、教育行政に当たっても、住民の皆さんの賛同が根本にあって成り立つものだというようなことを十分認識しなければいけない。

したがって、我々にしていただくような説明を住民の皆さんにもぜひ根気よく熱意を持ってしていただきたい、そういうふうをお願いします。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

根守委員 教育委員会としては市の方の教育の面での企画等を一生懸命やらなければいけない時期に、例えば夜、説明をしてくださいと、私たちは集めましたから、というようなことではなくて、やはり教育委員会の立場それから地域の立場、地域と学校、保護者の立場というようなことなどを広く考えられ反対、どうしていいかわからないで困っているというようなことなのかどうか、いつも地域のいろいろな調査で、反対が多いとか、賛成は少ないという地域の方から資料をいただいています。もっと効率的なやり方があるんじゃないかといつも考えるわけですが、全体が集まる場所、PTAの総会、地域懇談会とか、授業参観など、多く保護者が集まる場所等を利用して説明をする要請をしたならばよろしいのではないかなと思います。

いつも集まる人たちというのは、毎回同じような反対とか何しゃべっているんだとか、けんか腰のようにしか考えられないというようなことがポストに入っている文章の中にかがえるわけです。もう少し建設的な、本当に子供にとって何が必要なのか、教育現場では何を望んでいるのかというようなことなど、真剣に……。子供たちのために、地域のためにとい

うようなことを考えたならば、責任を持ってみんなで考えてほしいなというような気持ちでいっぱいです。

それと、説明不十分だというんですが、私が聞く限り、見る限り、それからいろいろな文書を地域から送っていただいている、その内容を見る限りにおいては、説明しに行っても、説明を聞く、そして建設的に発展させていくというような内容じゃなくて、いつも同じような反対だ、そのことについてどうのこうのというようなことなどが出されているわけですが、本当に子供たちのこと、学校のこと、地域のことを考えるならば、説明の場を効率的にセッティングして、そして教育委員会から説明をしていただくと。

いつも夜、夜、夜ということになると、地域の方々が夜集まるということでお母さん方が集まり、子供たちは家でどうしているのかなといらぬ心配もします。それから、行政側の立場にしても、それだけのことじゃなくて、あしたまでに企画をしなければいけない、多くの仕事の中で、説明するためには相当のエネルギーを費やしていらっしゃる……。これは説明するために仕方がないと言われるかも知れませんが、体がもつのかなと健康面などいつも心配しています。

お互いに歩み寄り、そして思いやる気持ちが、子供だけではなくて、私たち大人にもあるわけですから、どうしたならばいいかとお互いに考えられ、進歩の見られるような説明会を考えていただければなど、思うわけです。

すべてもう反対だから反対だというようなことではなくて、考えていただければありがたいなと思います。

企画管理室長 私どもの健康面までご心配いただきまして、ありがたく思っております。

私ども、今、委員さんおっしゃったような形で、当初は学校の保護者会、PTA会あるいは地域の方々、皆さんに集まってもらって、そして体育館でやってきた経過がございます。それをやっていきますと、どうしてもご質問の趣旨に沿えないような総合的な説明になってしまうと。そういうところで非常に行き違いが出たと。そんなようなところから、少人数で学校の代表を担保できるような代表として集まっていた方々にひざ詰めでご説明をすることが、全体会で一方的に説明するよりも我々の気持ちもわかっていただけるだろうし、あるいは逆に、保護者の方々のお話も我々によく伝わってくるであろうということで、少人数の協議会を開いていただきたいという要請をさせていただいたと。それがこれから準備事務局の方につながっていただければ非常にありがたいということで、今鋭意努力をしているわけでございます。

そして、当然そういった形で少人数のところの説明して、それがまた皆様にお知らせしなくてはならないときには、その代表者の方ともまた相談させていただいて、そして大きな場をつくって、そこで説明するというような形はとりたいというふうには思っています。

それから、夜の話が出ましたけれども、土曜、日曜、今週もあるわけで、来週もありますけれども、とにかく私どもも仕事でございます、これは。ですから夜だの土曜だの日曜だのと言ってられないところでございます。關先生からもおっしゃっていただきましたけれども、もっとよりよく地域の方々そして保護者の方々に説明をしていただきたいというようなお話がありましたので、我々としては、それはたまには議会中ですか、あるいはいろいろな別の会議のときなど、しょうがないときがございます。そういうようなときはご容赦願っているわけですが、できる限り相手に合わせるような形で説明会を開かせていただいているところでございます。また、これからもそういうような形で、要請があれば、時間とそして日にちが合えば、できる限り説明に行きたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、保護者の方々そして地域の方々等を含めて一番心配しているところでございますので、今まで以上に説明をし、そして理解をいただくというような活動を考えていきたいというふうに考えるところでございます。

それから、蛇足になりますけれども、私は何%がよかったから、何%台が悪いとかということは、そういう理解ではやはり問題があるのかなというふうに思います。やはり我々教育委員会としては、子供たちのことを第一義的に考えて教育行政を行っておるものですから、松戸市総体の中でどこの時点でどういうふうにやるのが将来の子供たちのためになるのかということもあわせて考えながら、これから進めさせていただきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたしたいと思います。

委員長 いろいろなお話が出たところで、一応私の感触として申し上げますが、冒頭に申し上げましたように、できればこの10カ月間でもうちょっと話が進展して、少なくとも五十何%ぐらいの理解が得られて、そういったような状況だったら、これはいわゆる強行はしませんよというようなことをクリアできるんじゃないかというふうに思っておりましたが、現状ではなかなか……。

地域で少しまだ説明の部分が残っているといますから、来月を期待したいと思いますけれども、地域だとか保護者の人たち、いわゆる協議会のいろいろな意見を総合しますと、もう少し具体的な説明が欲しいというふうな話を聞いております。

具体的な話というのは、例えばある地域の協議会そのものは、今回のそれを何が何でも反対をしているんじゃないかと。ただ、十分なもう少し具体的な話をどうしても聞きたいので、そう急いでやる必要はないんじゃないかというような意見があります。

その具体的な話って、じゃ何だろうなど。あなた方、例えばこういう統合問題や何かを理解する上に、第一の条件としては何ですかという話になりますと、やはりきちんと説明をしていただきたいということに尽きるらしいです。

その具体的な要望としては、例えば統合された後の学校についてどういう計画があるんでしょうかと。この新しい学校については、どのような体制づくり、地域を含めて新しい学校を取り巻く環境はどのようになるんでしょうかという、もっと具体的ないろいろな企画があれば教えてほしいという話も聞いています。

ですから、説明の回数を何回しても同じような結果で進展がないと、もしかそういうことであれば、少し説明の内容の手法も考えなくちゃいかんかなというふうに思います。

先ほど室長からお話があったように、根木内それから小金、新松戸、各学校から父兄に通知を出しましたというお話がありましたが、そういう経過から見ると、学校も学校の先生もこの問題については関心を持っていると、そういう理解の上でそういう手続を踏むのかなというふうなことがあります。この問題については学校の対応というのはどういう理解なんでしょうか。

企画管理室長 学校は、校長先生のもとに教頭先生以下についてはご説明を申し上げるというふうになっております。そのようなことで、統合されたときに慌ててやるのでは、子供たちに対して大変な問題が起こるということで、もう既に学校間では、どういうことを準備しておくかの事務的な話はしております。

これは準備事務局の設立とか設立でないとかということではなくて、17年4月に統合された場合については、こういう問題、こういう問題をクリアしておかなくてはならないんじゃないかというような勉強会というものを開いていくというふうに。

委員長 この問題、あくまでも主役は子供たち、わき役が教育委員会、保護者、学校、そういうところが協力して成り立つものだと思います。

そういう意味から、あと残された短い期間の中でどのくらい進展できるか。これ正念場ですよ、あと1カ月ぐらいのところ。その辺に期待をして、十分我々もいろいろな意味で地域との話を聞いたり、逐次教育委員会のそういった説明会の内容等も拾い上げながら、来月の会議に臨んでいきたいというふうに思います。

追加事項がありましたら、よろしくお願いをしたいんですが。

よろしいですか。

それでは、全日程を終了いたしますが、次回の教育委員会会議の日程について、事務局の方からよろしく。

企画管理室長 平成16年8月の定例会でございますが、変則となって恐縮でございますが、8月5日の木曜日、午後2時からこちらの会議室でいかがでしょうか。

委員長 先生方、いかがですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認をいたします。次回教育委員会会議、8月5日、木曜日、午後2時から、当会議室にて開催をいたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、16年7月定例教育委員会会議、閉会をさせていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員